

6. その他の事業について

(1) ユースホテルについて

① ユースホテル事業の概要

都では、民間事業者の自主性や創意工夫を活かした効率的な運営により、利用者サービスの向上を図るため、ユースホテルとして使用することを条件に、飯田橋にある施設を、民間事業者である一般財団法人日本ユースホテル協会(以下「日本ユースホテル協会」という。)に貸し付けている。
ユースホテル施設の概要は、表 B2-6-1 のとおりである。

表 B2-6-1 ユースホテル施設の概要

場 所	東京都新宿区神楽河岸1番1号セントラルプラザ 18・19階		
延床面積	1,721.11㎡(地下室・事務室を含む。)		
貸付期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間 (定期建物賃貸借契約による)		
室 数	洋室 10人用 2室	和室 6人用 2室	
	8人用 2室		
	4~5人用 25室		
	3人用 2室(車椅子利用可)		
収容定員	179人 (産業労働局「事業概要 令和元年版」より監査人が作成)		

また、ユースホテル事業による都の収支は、表 B2-6-2 のとおりである。

表 B2-6-2 ユースホテル事業の収支

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	27,247	24,957	24,122
支出	101,432	166,956	91,703
差引	▲74,185	▲141,999	▲67,581

(単位：千円)
(産業労働局作成資料より監査人が作成)

ユースホテルがある施設では、最近3年間に、以下の大規模修繕が行われており、その負担により、ユースホテル事業は赤字になっているが、稼働率は高く、修繕が完了すれば、収支の大幅な改善が見込めるとのことである。

表 B2-6-3 大規模修繕の内容

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
共用部	1,046,229	1,544,425	685,250
専有部	-	35,420	34,793

(単位：千円)
(産業労働局作成資料より監査人が作成)

また、ユースホテル事業の収入は、家賃相当と収入見合賃料からなり、収入見合賃料は、税引前収支差額の15%と契約で決められている。

平成28年度から平成30年度までの収入の内訳は、表 B2-6-4 のとおりである。

表 B2-6-4 ユースホテル事業の収入の内訳

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
家賃相当	20,244	20,244	20,244
収入見合賃料	7,003	4,713	3,878
収入計	27,247	24,957	24,122

(単位：千円)
(産業労働局作成資料より監査人が作成)

また、収入見合賃料の算定の基準となっている税引前収支差額は、表 B2-6-5 のとおりである。

表 B2-6-5 収入見合賃料の算定の基準となっている税引前収支差額

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	193,266	185,800	166,336
支出	146,580	154,379	140,481
税引前収支差額	46,686	31,420	25,854
収入見合賃料	7,003	4,713	3,878

(単位：千円)
(産業労働局作成資料より監査人が作成)

(注) 収入と支出は前年度の数値である。

② ユースホステル事業収入の検証方法について

収入見合賃料の算定は、産業労働局が日本ユースホステル協会から入手している決算書をもとに行っているが、産業労働局に、都の収入見合賃料の計算基礎となる、日本ユースホステル協会におけるユースホステル事業単体の収益の正確性の検証方法について質問したところ、以下の回答が得られた。

【産業労働局からの回答】

日本ユースホステル協会では、日常的に、本部と運営している各ユースホステルとに分けて区分経理している。一部、本部と各ユースホステル間で経理処理がなされているものもあるが、監査報告を行うにあたっては、これら処理の妥当性を含め、各ユースホステルの収支の正確性も合わせて監査を実施していると聞いている。そのため、監査報告書の確認をもって、正確性が担保されると認識している。

ユースホステル事業に関して、都は、定期建物賃貸借契約書に基づき、日本ユースホステル協会から、月単位での定額家賃収入と事業年度当たりの税引前収支差額の15%の収入見合賃料を受領しているが、税引前収支差額の正確性について、都において検証手続がなされていない。日本ユースホステル協会全体の財務諸表については、公認会計士による監査を受けているが、収入見合賃料の算定の基準としての、ユースホステル事業のみの収支計算書についての監査証明を受けていないため、都は、日本ユースホステル協会が算定した金額を、検証しないうまま受け入れていることになる。

そのため、当該ユースホステルの税引前収支差額の正確性について、都独自に検証するか、日本ユースホステル協会の会計監査人に、法人全体の財務諸表の監査証明に加えて、ユースホステル事業のみの収支計算書について監査証明を求める等の措置を講ずる必要がある。

(意見2-29) ユースホステル事業における収益の正確性の検証方法について

ユースホステル事業に関して、都は、定期建物賃貸借契約書に基づき、一般財団法人日本ユースホステル協会（以下「日本ユースホステル協会」という。）から、月単位での定額家賃収入と事業年度当たりの税引前収支差額の15%の収入見合賃料を受領しているが、税引前収支差額の正確性について、都において検証手続がなされていない。日本ユースホステル協会全体の財務諸表については、公認会計士による監査を受けているが、収入見合賃料の算定の基準としての、ユースホステル事業のみの収支計算書についての監査証明を受けていないため、都は、日本ユースホステル協会が算定した金額を、検証しないうまま受け入れていることになる。

ユースホステル事業のみの収支計算書についての監査証明を受けていないため、都は、日本ユースホステル協会が算定した金額を、検証しないまま受け入れていることになる。

そのため、当該ユースホステルの税引前収支差額の正確性について、都独自に検証するか、日本ユースホステル協会の会計監査人に、法人全体の財務諸表の監査証明に加えて、ユースホステル事業のみの収支計算書について監査証明を求める等の措置を講じらるべき。

Ⅲ 公益財団法人東京都中小企業振興公社の経営管理について

1. 経営支援施策について

(1) 下請企業対策における会員登録の促進と取引情報提供の実施方法について

下請事業者の経営基盤は脆弱で、経済情勢の変動等に伴う種々の影響を受けやすい。そのため、都では、下請取引等を始めとする諸問題の解決に向けて取り組むとともに、適正な仕事の確保等により、下請事業者の自立化を図っている。下請中小企業振興法によれば、下請事業者とは、中小企業者のうち、資本金、出資金（個人の場合は従業員数）が自己より大きな事業者から委託を受けて、以下の行為（①物品の製造委託、②製造のための設備、器具の製造委託又は修理委託（自らが業として製造・修理を行わない場合も含む。）、③修理委託、④情報成果物作成委託、⑤役員提供委託）を業として行うものをいう。

都において実施されている下請企業対策は、表 B3-1-1 のとおりである。

表 B3-1-1 下請企業対策事業の一覧

	事業内容	平成30年度 予算額
下請企業取引対策	受注・発注の情報提供、技術支援向上及び下請企業取引対策商談会を実施し、下請中小企業の適正な仕事の確保や自立化を支援。	49,362千円
取引改善指導 (ADR)	下請取引に係る紛争解決のため、下請取引紛争解決センター（法務大臣による ADR 認証を取得）を設置し、迅速かつ効果的な相談及び調停を実施。調停人として弁護士を配置しているほか、紛争解決専門員が問題の解決に当たる。また、取引適正化相談員を配置し、巡回による取引改善指導を実施。	53,065千円
下請企業等への支援	親企業団体との協議会を開催し、生産動向や発注動向等を聴取するとともに、下請企業に対する不法・不当なしわ寄せの防止と下請法の法令順守の指導を実施。また、東京都商工会議所及び東京都商工会連合会に設置する経営安定特別相談室において、倒産防止相談事業を実施。さらに、官公需における中小企業の受注機会の確保を図る。	6,481千円

(産業労働局作成資料より監査人が作成)

下請企業対策として実施している事業のうち、下請企業取引対策については、都からの補助事業として、中小企業振興公社が事業を実施している。

下請企業取引対策として、中小企業振興公社では、主に製造業を対象として、中小企業振興公社への会員登録を促進している。登録した企業に対し、取引情報を提供しており、発注企業からの取引先紹介、あっせんの依頼に対し、中小企業振興公社が、設備や技術等の適合条件に合った受注企業を検索、相手方企業を選定して紹介、あっせんを行っている。発注企業は、中小企業以外の大企業や都内企業に限らず登録可能となっており、受注企業は、都内中小企業を登録対象としている。

平成28年度から平成30年度の新規登録企業の推移は、表 B3-1-2 のとおり、毎年度おおむね1,000件程度が新規登録されている。この結果、平成31年3月末には、発注企業として登録されている企業は7,337社、受注企業として登録されている企業は24,374社、合計で31,711社が登録されている。

表 B3-1-2 新規登録企業数推移と登録企業数累計

(単位：社)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	登録企業数 (平成31年3月末時点)
発注企業	109	158	128	7,337
受注企業	1,018	885	840	24,374
合計	1,127	1,043	968	31,711

(中小企業振興公社作成資料より監査人が作成)

受注企業の登録企業数について見てみると、登録対象となり得る企業数は、表 B3-1-3 のとおり、45,207社である。登録対象企業数に対し、受注企業の登録企業数の割合は53.9%である。

表 B3-1-3 受注登録対象企業

対象企業	企業数
都内中小企業	447,030社
都内中小企業のうち、登録対象企業(※)①	45,207社
登録済受注企業②	24,374社
受注企業登録率(②/①)	53.9%

(中小企業振興公社作成資料より監査人が作成)

※ 都内中小企業のうち、製造業を対象とする。

また、発注企業については、中小企業以外、都内以外の企業も対象とされているが、登録されている企業は7,337社と、受注企業の3分の1程度となり、少ないのが現状である。

発注企業、受注企業ともに登録社数が増えない要因を中小企業振興公社に確認したところ、以下の回答を得た。

【中小企業振興公社の回答】

- ・目標新規登録件数は年間800社。
- ・例年、新規登録企業数と同数程度の廃業等による登録取消しがあるため、登録企業数は一定程度で推移している。
- ・製造業主体の事業であり、製造業の企業数自体が減少しているため、登録企業数が一定数にとどまっている。

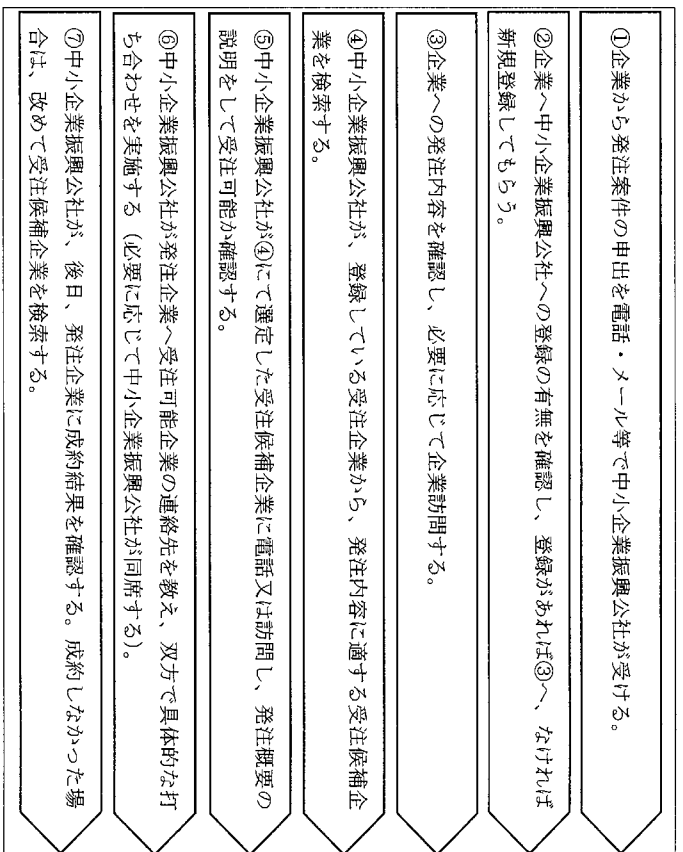
また、登録している企業について、満足度調査を実施しているか中小企業振興公社に確認したところ、以下の回答を得た。

【中小企業振興公社の回答】

- ・登録企業に対する満足度調査は実施していないが、登録企業のうち、取引情報提供事業を利用した企業については、取引が成立したかどうかで満足度を把握することができる。と考えており、成約率を上げることが満足度を上げることにつながると考えている。
- ・平成30年度の成約率は36.1%（取引情報提供件数858件、うち、成立件数310件）。

受発注の登録後、発注企業から発注の依頼があった場合の手続については、図B3-1-1のとおりである。発注企業からの発注依頼を中小企業振興公社が受け、発注内容に応じて、登録受注企業の中から受注可能な企業を中小企業振興公社が探し、成約に結びつける流れとなっている。

図 B3-1-1 取引情報提供の流れ



（中小企業振興公社作成資料より監査人が作成）

（意見 3-1） 下請企業対策における会員登録の促進と取引情報提供の実施方法について

下請企業取引対策において、下請事業者に対して受発注の取引情報の提供を行っている。取引情報の提供に際しては、発注企業と受注企業が登録した上で、登録した発注企業からの発注情報の申出を受け、中小企業振興公社が受注企業を探し、登録した受注企業が受注するという流れとなっている。

受発注の取引が活発に行われるためには、発注企業、受注企業の双方において、登録企業を増やすことが必要となる。平成31年3月末において、登録している発注企業は7,337社、受注企業は24,374社である。発注企業については、都内企業や中小企業であることを登録条件としていないことから、より多くの企業が登録されることが望まれる。また、受注企業数については、登録対象となり得る企業のうち、受注企業として登録している企業数の割合が、53.9%であるものの、廃業等により、登録数が伸び悩んでいる状況が見られる。

今後、PR活動の強化や、成約事例の紹介等を進め、登録を一層促進すること

に取り組まれたい。

(2) 下請企業対策における効率的な企業巡回の実施について

中小企業振興公社では、下請企業取引対策として、受注企業の情報把握や発注企業の開拓のために、企業巡回を実施している。企業巡回は、中小企業振興公社の職員が、主に製造業を営む都内中小企業を直接訪問し、技術力や設備等の特性や経営状況を把握し、企業の課題やニーズを掘り起こして中小企業振興公社の支援事業を紹介するために実施されており、企業の詳細な情報を収集するに当たり有用となっている。

平成30年度は、延べ6,943社を巡回している。企業巡回に携わる職員は表B3-1-4のとおりであり、年間で計6,000件程度を巡回目標件数として、総勢22名の職員が対応している。

表B3-1-4 企業巡回にあたる職員数、年間巡回目標件数、年間に要する日数

	一般職員	常勤嘱託員	非常勤嘱託員	合計
職員数	10名	2名	10名	22名
年間巡回目標件数	165件/人	280件/人	380件/人	6,010件
年間、巡回に要する日数	72日/人	120日/人	156日/人	-

(中小企業振興公社作成資料より監査人が作成)

企業巡回は、担当者が1件ずつ企業を訪問するため、対応人数も時間もかかることとなる。訪問ではなく、メールや電話等での対応はできないか、中小企業振興公社に確認したところ、以下の回答を得た。

【中小企業振興公社の回答】

- ・受注企業を巡回することで、保有設備・加工内容等の技術力や特性、経営状況等についての把握が可能になり、より精度の高い受発注のマッチングにつなげることができる。
- ・その他の課題やニーズについても、現場を見てヒアリングすることで、顕在化していない支援ニーズを掘り起こし、他の事業につなげることができる。
- ・電話、メールによる情報収集、情報提供では詳細を把握できず、適切なマッチングにつながらない可能性がある。
- ・発注開拓の場合も、巡回による対話により、発注ニーズを詳細に把握することが可能になると考えている。

また、企業を訪問する際の流れについて、中小企業振興公社に確認したところ、

以下の回答を得た。

【中小企業振興公社の回答】

- ・巡回を主な業務として行っている非常勤嘱託員は、午前中に、午後訪問する企業の情報収集等の準備をし、5社を目標に巡回する。5社を訪問し、うち実際に話を聞くことができるのは3社程度である。
- ・職員はエリアを決めて回っており、エリアによっては、アポイントメントを取らないと受け入れられない地域があり、その場合は事前にアポイントメントを取っている。
- ・取引のあつせんでは、事前に連絡して企業訪問している。
- ・発注業者開拓、新規登録促進目的の巡回では、アポイントメントを取って訪問しているが、登録企業への訪問時は、アポイントメントを取らずに訪問することも多い。

企業巡回では、中小企業振興公社職員が企業を訪問し、企業の保有設備や加工内容等の技術力や、設備の稼働状況等を見ることができ、経営状況を把握することが可能である。中小企業振興公社担当者によれば、実際に企業を訪問することで得た情報を受発注登録に反映し、的確なマッチングにつなげることができることである。既に会員となつて受注企業を訪問する際は、日々の仕事に追われる中小企業から事前にアポイントメントを取るのには難しい場合も多いことから、アポイントメントなしで訪問することが多く、結果として5社訪問しても、実際に聞き取りができるのは3社程度にとどまっていた。企業巡回を実施の際に、事前に訪問予定の企業と連絡を取り合い、対応可能であることが判明している5社を訪問することで、効率的に巡回できるのではないかと考える。

(意見3-2) 下請企業対策における効率的な企業巡回の実施について

中小企業振興公社では、企業の状況や技術、特性、経営状況を詳細に確認し、企業の課題やニーズを掘り起こすために、企業巡回を実施している。1件ずつ企業を訪問することで、企業の設備の稼働状況や技術力といった詳細な情報を収集することが可能となっている。しかしながら、企業巡回では、アポイントメントなしで企業を訪問することがあり、実際に企業から話を聞くことができるのは、訪問した5社のうち3社程度にとどまることもある。

あらかじめ、訪問先企業に対して電話等でコミュニケーションを取ることにより、より多くの企業を訪問することができることから、中小企業のニーズを的確に効率よく把握するため、効率化を念頭に、実施方法を再検討されたい。

また、訪問ではなく、電話やメール、テレビ電話等によるタイムリーな相談を望んでいる企業も存在することが考えられることから、すべての企業を直接訪問するのではなく、企業の希望や企業巡回にかかる人手、時間などの費用対効果を

を考慮した上で、下請企業の支援への取組方法を検討されたい。

(3) 中小企業新サービス創出事業における助成事業の検査方法について

都は、中小企業新サービス創出事業として、サービス産業における新たなビジネスモデルの創出や、関連するサービス分野への進出などに取り組む企業に対して、事業計画の策定から資金面までを、きめ細やかに切れ目なく支援を行い、早期の事業化を図っている。

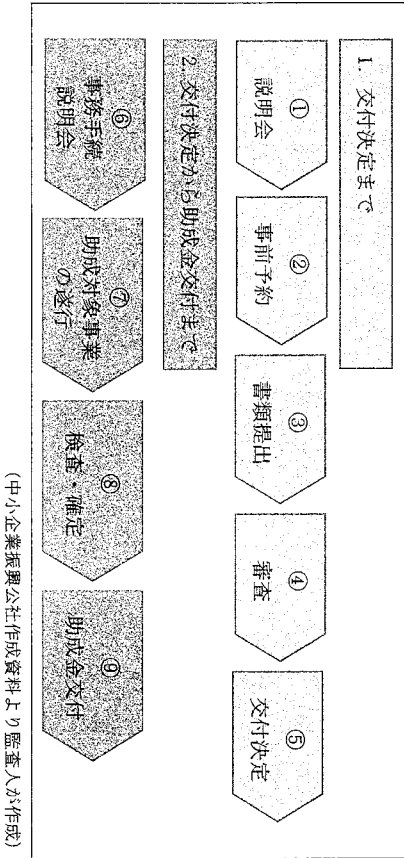
実際の業務については、中小企業振興公社が実施している。具体的には、普及啓発事業（セミナーの開催）、サービス経営人材育成支援事業、革新的サービスの事業化支援事業、及び都内サービス事業者への訪問発掘調査と他課連携の業務を行っている。

中小企業新サービス創出事業のうち、革新的サービスの事業化支援事業については、助成率 1/2 以内、助成限度額 20,000 千円の助成事業で、平成 30 年度の交付決定額は 320,220 千円となっており、中小企業新サービス創出事業の予算 372,913 千円のうち、大部分を占める事業である。中小企業新サービス創出事業として行う助成事業は、中小企業振興公社から革新的なサービスの事業化に要する経費の一部を助成金として直接支給するものである。

① 助成事業の流れ

助成事業についての説明会の実施から助成金交付までの一連の流れとしては、一般的に、図 B3-1-2 のとおりとなる。

図 B3-1-2 助成事業の流れ



ほとんどの事業で実施される説明会への出席は、助成金の交付を受けるに当たって必須ではない。事前予約については、中小企業振興公社のホームページ上で実施する。書類提出では、申請者が書類を持参し、中小企業振興公社職員がその場で確認を行う。交付決定までの審査では、提出された申請書に基づき書類審査や面接審査等を実施する。全ての審査を通過し、助成金の交付が決定すると、検査の実施方法や書類作成方法を説明する。採択された助成対象事業の遂行が行われたのち、助成対象事業の状況や購入物の帳票類を確認して、事業が適正に実施されたかを検査し、助成金額を確定する。助成金額の確定後、交付となる。

② 中小企業新サービス創出事業における助成事業の執行

中小企業新サービス創出事業について、助成金の検査・確定の方法について確認したところ、助成対象事業者が作成した実績報告書に基づき、助成金を活用した内容及び成果について、書類検査と現地検査からなる完了検査が実施されていた。完了検査の実施については、革新的サービスの事業化支援事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 17 条に基づき、実施している。

【参考】 交付要綱（一部抜粋）

第 17 条 理事長は、前条の報告を受けた場合においては、報告内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付決定の範囲内において交付すべき金額を確定し、当該助成事業者に様式第 7 号により通知する。

完了検査では、職員 2 名以上が立ち会い、成果物の確認や帳票類の原本照合を実施していることを、完了検査報告書の閲覧により確認した。書類検査では、事務手続説明会で説明された必要書類が提出され、事業に要した費用の実績や事業化状況の確認など、適正に検証が行われていた。現地検査では、成果物の確認や、事前に入手した帳票類について、原本確認を行ったものについて、原本確認の証拠として照合印が押されていることを確認した。原本確認の証拠について、監査人が複数の事業者をサンプルで選定し、帳票類

を閲覧したところ、支払に係るフレームパソコンソフトのコピーについて、原本確認がされているのかが確認できないものがあつた。
証憑類の原本照合について、証跡を残すことが求められている規程類があるか確認したところ、革新的サービスの事業化支援事業における検査・確定方法について、革新的サービス事業化支援事業完了検査マニュアルが定められており、同マニュアルには以下のとおり定められている。

【(参考) 革新的サービスの事業化支援事業完了検査マニュアル (一部抜粋)】

第二章 完了検査

(1) 完了検査の内容

～中略～

③ 提出された伝票等の書類について原本照合を行い、書類が整備されていることを確認する。照合を行ったら、写しに原本照合印を押印する。

～中略～

(3) 完了検査実施手順

検査訪問準備

1. 照合印 (検査日の日付)、付箋、電卓、チェックリストを準備

～中略～

帳票原本照合

1. 帳票類コピーをフレーム順に照合する

・取引別に帳票コピーと企業の原本を1枚ずつ照合

・照合できた帳票コピーに照合印を押印

・調査報告書等の大量の書類をデータで納品されている場合等において、メール文や、フレーム構成図等で履行が確認できる場合には、原本照合を省略することができる。

(注) 文中の省略、及び中略は監査人が加筆。

このようにマニュアルでは、提出された帳票類について1枚ずつ原本照合を行い、照合を行ったものについては、写しに原本照合印を押印する取扱いとなっている。しかしながら、サンプルで選定した帳票類については、原本照合を実施しているものの、帳票が複数頁にわたるものについては、1枚目のみに押印し、次頁以降の押印を省略するなど、必ずしも全ての帳票類に押印がされず、有効に運用されていなかった。

帳票原本照合について、取扱いが定められている趣旨として、公金を使用した助成事業において、中小企業振興公社が事業者が事業者が直接助成を行う事業については、中小企業振興公社が責任を持って、助成対象事業の執行状況について十分に検証することが考えられる。また、実質的な照合が行われていること

はもちろんのこと、照合証跡を残すことについても、適正に完了検査が実施されていることを検証するために重要である。

なお、中小企業振興公社が実施する助成事業に関しては、各々の助成事業の特性に応じて検査を実施する必要があることから、事業ごとの検査マニュアルにおいて、実施手順や帳票の原本照合など、検査方法を定めている。

(指摘 3-1) 中小企業新サービス創出事業における助成事業の検査方法について

革新的サービスの事業化支援事業では、中小企業の革新的なサービスの事業化に要する経費の一部を助成している。革新的サービスの事業化支援事業は、中小企業振興公社から中小企業に対して助成金を直接支給するものであり、助成金の検査・確定に当たっては、助成対象事業の執行状況について十分に検証する必要から、助成事業の実績に関する帳票の現物確認が求められている。

助成金の検査・確定については、革新的サービスの事業化支援事業助成金交付要綱に基づき実施されており、具体的には革新的サービスの事業化支援事業完了検査マニュアル(以下「検査マニュアル」という。)に基づき、検査が実施されている。検査マニュアルでは、提出された帳票類について1枚ずつ原本照合を行い、照合を行ったものについては、写しに原本照合印を押印する取扱いとなっている。

しかしながら、原本確認の証跡について、サンプルを選定し帳票類を閲覧したところ、一部の書類について、原本確認の照合印が残されていないものがあつた。実質的な照合が行われていることはもちろんのこと、照合証跡を残すことについても、適正に完了検査が実施されていることを検証するために重要である。

したがって、中小企業振興公社は、助成事業の適正な事業の執行を行うため、助成事業ごとの検査方法について、検査マニュアルに従った運用を行われない。

2. 技術支援施策について

(1) 次世代イノベーションプロジェクト 2020 助成事業について

中小企業振興公社では、次世代の産業を牽引するような中小企業による技術開発要素のある大型開発プロジェクトを支援する事業として、次世代イノベーションプロジェクト 2020 助成事業を、平成 27 年度から実施している。イノベーションで示された開発支援テーマに基づき、中小企業を核とした連携体（他企業・大学・研究機関等）が行う技術・製品開発に要する経費の一部を助成するものである。平成 30 年度のイノベーションで示された開発支援テーマは、次のとおりである。

【イノベーションで示された開発支援テーマ】

1. 防災・減災・災害予防に関する技術・製品の開発
2. インフラメンテナンスに関する技術・製品の開発
3. 安全・安心の確保に関する技術・製品の開発
4. スポーツ振興・障害者スポーツに関する技術・製品の開発
5. 子育て・高齢者・障害者等の支援に関する技術・製品の開発
6. 医療・健康に関する技術・製品の開発
7. 環境・エネルギーに関する技術・製品の開発
8. 国際的な観光・金融都市の実現に関する技術・製品の開発
9. 交通・物流・サブライチエーンに関する技術・製品の開発

(中小企業振興公社作成資料から監査人が作成)

表 B3-2-1 平成 30 年度 次世代イノベーションプロジェクト 2020 助成事業の概要

項目	内容
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料費、委託・外注費、人件費などの開発にかかわる経費から、展示会出展費や広告費などの販路開拓に係る費用まで幅広い経費が助成対象となる。 ・最長 3 年間の開発にかかった助成対象経費の 2/3 以内を、8,000 万円を限度に助成する。(申請下限額 1,500 万円) ・助成対象期間を複数の期に分けることで、期の完了ごとに助成金が交付される。(期の設定には一定の条件あり。)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・都内の本店又は支店で実質的な事業活動を行っている中小企業者等 ・都内での創業を具体的に計画している個人

要件等

- ・イノベーションに掲げられた開発支援テーマに合致した技術・製品の研究開発であること
- ・他企業・大学・公設試験研究機関等との連携が含まれていること
- ・早期に実用化を目指す研究開発であること

助成対象期間	平成 31 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日まで (3 年以内)
助成限度額	8,000 万円 (申請下限額 1,500 万円)
助成率	助成対象と認められる経費の 2/3 以内
助成対象経費	原材料・副資材費、機械装置・工具器具費、委託・外注費、専門家指導費、直接人件費、規格等認証・登録費、産業財産権出願・導入費、展示会等参加費、広告費
予算額	9 億 6 千万円

(中小企業振興公社作成資料より監査人が作成)

表 B3-2-1 のとおり、次世代イノベーションプロジェクト 2020 助成事業については、最長 3 年間という長い助成期間であること、幅広い開発経費を対象とした高い助成率と高額な助成限度額 (対象経費の 2/3 以内、上限 8,000 万円) という特徴を有し、都内の中小企業者等が、社外ノウハウを活用した革新的な大型の技術・製品開発を行うに当たり、力強く支援する助成事業である。よって、当該助成を希望する中小企業者の数は、採択される助成対象者数に対して非常に多く、その採択過程は以下のとおりである。

表 B3-2-2 助成対象者採択までの流れ (平成 30 年度)

イベント	社数
1. 事前エントリー (WEB)	
2. 事業説明会開催 (計 7 回)	411 社
3. 申請書類提出 (対面)	110 社
4. 一次審査 (書類)	41 社
5. 現地調査	15 社
6. 二次審査 (面接)	15 社
7. 総合審査会 助成対象者決定	15 社
→申請受付数に対して約 14%の採択率	

(中小企業振興公社作成資料より監査人が作成)

表 B3-2-2 のとおり、平成 30 年度については最終採択数 15 社と、申請受付数 110 社から算定した採択率は 13.6%となっている。また、表 B3-2-3 のとおり、当該助成事業が開始された平成 27 年度以降の各年度とも、おおむね同等の低い採択率となっており、革新的な大型の技術・製品開発を行おうとする意欲のある

都内中小企業者等にとって、継続して魅力のある助成事業であることがうかがえる。

表 B3-2-3 次世代イノベーション創出プロジェクト 2020 助成事業の採択状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業総額 (百万円)	1,026	1,165	1,908	1,303
助成予定額 (百万円)	625	673	820	792
(平均助成額)	(41)	(48)	(54)	(52)
申請受付数	131 件	93 件	110 件	110 件
採択件数	15 件	14 件	15 件	15 件
採択率 (%)	11.5	15.1	13.6	13.6

(中小企業振興公社作成資料より監査人が作成)

中小企業振興公社では、助成事業完了年度の翌々年度より5年間は、毎年度、事業者に対して企業化状況報告書の提出を義務付け、事業化の状況、当該事業に係る収益や原価に関する数値を求め、助成完了後の事業化の状況の把握に努めていることである。また、平成30年度からは、企業化状況報告書提出までの間の事業化等の状況を把握するため、助成事業完了年度の翌年度において、訪問等による実施状況調査などを行い、よりきめ細やかに事業化の状況の把握に努める方針とのことである。

ここで、平成27年度に開始された次世代イノベーション創出プロジェクト 2020 助成事業における、各年度の採択事業者の事業化の状況を確認する。平成27年度事業の助成対象期間は、平成28年1月1日から令和元年12月31日(4年以内)であり、平成28年度事業の助成対象期間は、平成29年1月1日から令和2年12月31日(4年以内)である。平成27年度と平成28年度に採択された事業者の中には、助成事業が完了(中止を含む)している事業者が存在することから、表 B3-2-4 にてその状況を確認する。平成27年度に採択された15件のうち、助成期間の途中で中止されたものが4件あり、既に完了した6件のうち、事業化が確認されたものが3件、事業化に向けた開発を継続中のものが1件であり、残りの2件の事業化状況については、令和元年度中に、訪問等による実施状況調査などの実施により確認する予定とのことである。また、平成28年度に採択された14件のうち、助成期間の途中で中止されたものが1件、令和元年9月9日時点において完了したものが1件であり、その事業化状況は令和元年度中に、訪問等による実施状況調査などにより確認する予定とのことである。

表 B3-2-4 平成27年度及び平成28年度に採択された中小企業者等の事業化の状況

平成27年度採択(平成28年1月1日から最長4年間の助成)	完了/中止	完了時期	助成額(確定額)	(完了翌年度)訪問等による実施状況調査結果等	(完了翌々年度～)企業化状況報告結果
完了①	平成30年度	26百万円	事業化あり(製品の販売活動実施中)	-	事業化あり(製品の販売活動に関する宣伝等を行っている)
完了②	平成28年度	5百万円	-	-	-
完了③	平成29年度	51百万円	事業化継続中(助成事業の成果をさらに改良して事業化を推進する方針であり、製品化に向けて開発を計画・実施中)	-	-
完了④	平成29年度	31百万円	事業化あり(助成事業の成果をさらに改良して事業化を推進する方針であり、継続的に販売実績はあるが、利益は出ていない)	-	-
完了⑤	平成30年度	18百万円	令和元年度中に実施予定	-	-
完了⑥	平成30年度	10百万円	令和元年度中に実施予定	-	-
中止①	平成30年度	25百万円	令和元年度中に実施予定	-	-
中止②	平成29年度	42百万円	令和元年度中に実施予定	-	-
中止③	-	-	助成なし	-	-
中止④	-	-	助成なし	-	-
平成28年度採択(平成29年1月1日から最長4年間の助成)	完了①	平成30年度	69百万円	令和元年度中に実施予定	-

(中小企業振興公社作成資料より監査人が作成)

平成27年度に採択された15件中、一部成果が認められ、助成金を支払った2件を含めた4件が、令和元年9月9日時点で助成事業の中止となっていることについては、採択に当たった際の審査の過程では予測しえなかった中小企業者等の存在、さらに目標の実現性、計画の妥当性を備えている中小企業者等の存在の可能性についても否定することはできない。よって、真摯に革新的な事業に取り組もうとしている中小企業者等の意欲に応えるためにも、採択過程においては、新規性、優秀性、市場性とともに目標の実現性、計画の妥当性についても